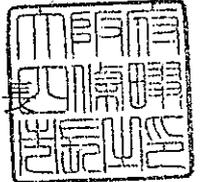




睨 建 都 第 1 3 4 号
平成 19 年 4 月 27 日

国土交通省 道路局長 様

四 條 睨 市 長



中期的な計画の作成にあたっての道路事業に対する意見（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

・都市と地域の活性化

三大都市圏における高速道路、幹線道路の早期整備

・道路の安心、安全の確保

バリアフリー化、歩道設置、交通事故対策のさらなる推進

・良好な施設の保全

計画的な道路維持補修のための修繕計画策定事業の拡充とその財源確保

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

・高速・幹線道路ネットワーク整備を三大都市圏を中心に行うことは、国際競争力の向上、渋滞緩和による経済損失、CO₂の削減など、複合的な効果が高いと考える。

また、当市のようにインフラが乏しい市町村では、高規格道路（第二京阪道路）新設のインパクトにより、大きな経済効果が期待できる。

・今後の事業は、生命・生活に直接影響する事項について優先度を考慮しながら進めることが重要であり、バリアフリー化、歩道設置、交通事故対策を、利用者の多い駅周辺や公共施設周辺を中心に推進することが効果的と考える。

・今後の税込増加が期待できない社会情勢の中で、一斉に道路インフラが更新時期を迎えることから、サービス水準を維持するため、修繕計画策定支援制度の拡充と、一斉更新が重複する期間は維持修繕事業費の特別な支援が必要と考える。

3. その他、道路施策や道路の整備・管理全般に関する意見

・沿道まちづくり事業

道路築造によって沿道の環境が大きく変化することから、環境対策だけではなく、沿道の土地利用など将来のまちづくりについても住民と行政が充分検討することが、道路の付加価値をさらに高めることにつながるので、事業の制度化並びに支援をお願いしたい。

・補助事業・交付金事業における地方負担の軽減

財政規模の小さな自治体は、道路改築の必要性はあるものの、事業費の地方負担分の確保が困難であり、着手できない状態である。財政力と緊急性等を踏まえて地方負担率を軽減する措置をお願いしたい。

・特定財源の維持保全事業への重点的な充当

今後、一斉に更新時期を迎える道路インフラは計画的に維持修繕を進めるが、事業費を平滑化しきれない期間は特別な予算措置が必要であり、後世に良好なインフラを引き継ぐためにも、特定財源を一定期間用いて集中的に対処できる制度の拡充をお願いしたい。